

地域密着型通所介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人高田福祉会が開設するリハクラブWILL(以下「当事業所」と言う。)が実施する地域密着型通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 地域密着型通所介護は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」と言う。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、地域密着型通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、地域密着型通所介護計画に基づいて、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の日常生活上必要となる能力に対し機能訓練を行い、在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所 リハクラブWILL
- (2) 開設年月日 平成27年4月1日
- (3) 所在地 新潟県上越市とよば107番地 イル・クオーレとよば1階

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 管理者 | 1人(兼務) |
| (2) 生活相談員 | 1人以上(兼務) |
| (3) 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| (4) 介護職員 | 1人以上(非常勤含) |
| (5) 看護職員 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 介護職員は、利用者の地域密着型通所介護(地域密着型介護予防通所介護)計画に基づく介護を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (4) 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の向上または減退を防止するために、利用者個々のニーズに合わせた訓練を計画し、計画に沿って訓練及び援助を行う。
- (5) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の地域密着型通所介護(地域密着型介護予防通所介護)計画に基づく看護を行う。
- (6) 地域密着型通所介護サービスは、居宅介護支援事業者と連携をとること等により利用者の心身の状況を把握し、これらを踏まえ、また、相当期間以上にわたり継続して通所介護サービスの利用が予定される利用者については、サービスの目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画を作成し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び、サービス提供時間、営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日とする。ただし祝日及び8月13日から15日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業日の9:00から12:00と13:30から16:30までをサービス提供時間とする。
- (3) 営業時間を8:30から17:30とする。

(利用定員)

第8条 利用定員を合わせて18人とする。

(事業の内容)

第9条 地域密着型通所介護は、作成される地域密着型通所介護計画に基づき必要な介護を行う。

- (1) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (2) 健康チェック
- (3) 送迎
- (4) 個別機能訓練加算に基づくリハビリ
- (5) 口腔機能向上加算に基づく口腔ケア等

(利用者負担の額)

第10条 地域密着型通所介護サービス利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から利用料の本人負担分の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 軽食及び飲み物の提供に要する費用 実費
- (2) 送迎に要する費用

通常の実地の実施地域を超える場合 介護報酬の100分の5に相当する単位数を加算する

(3) 地域密着型通所介護サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

・ 教養娯楽費 実費

(4) オムツ代 実費

(5) 基本時間外施設利用料 1時間 500円（通所の方のみ）

3 前第一項及び第二項の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の実地の実施地域)

第11条 通常の実地の実施地域は上越市内かつ事業所から片道7km以内の範囲とする。

(身体拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく

身体拘束を行う場合、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束していた時間を記録する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 地域密着型通所介護利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ サービス利用中に食事は原則として提供しない。ただし、飲み物及び希望に応じて軽食を提供する。
- ・ 飲酒・喫煙……………飲酒・喫煙は原則禁止とする。
- ・ 火気の取扱いは、……………火気の持込は禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、……………設備・備品を利用する場合は施設の許可を得ること。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、…持込をする場合は、施設に届出るものとする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として自己管理とする。
- ・ 宗教活動は、……………事業所内での宗教活動は禁止とする。
- ・ ペットの持ち込みは、……………原則禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、地域消防署及び地域住民と協力し従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) ……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用法の徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるためのBCPを策定し研修及び年2回以上の訓練を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を行う。

(緊急時等における対処方法)

第16条 サービスの利用中、利用者に体調、症状の急変その他の緊急事態が生じたときは速やかに契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

(職員の服務規律)

第17条 職員は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務に当たっては協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講できる体制を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人高田福祉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症防止委員会を3か月に1回以上開催し指針・マニュアルの

整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 従業員に対して、従業員である期間および従業員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(地域との連携)

第23条 当事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めるものとする。

(虐待防止の対応)

第24条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施する。

2 虐待防止対策の担当者として、管理者を充てるものとする。

3 委員会は職員への研修内容、指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、通報、再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

3 地域密着型通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人高田福社会の理事会において定めるものとする。

付 則

1 この運営規程は、平成28年4月1日より施行する。

2 リハクラブWILL通所介護運営規程は、平成28年3月31日に廃止する。

3 第14条第1項(6)、第2項、第18条第2項、第21条第2項、第23条、第24条、第25条の改正は、令和3年4月1日に施行する。

4 第7条第1項(2)、第14条第2項、第21条第2項、第24条第1項、第3項の改正は、令和6年4月1日から施行する。